

St. Luke's International University Repository

投稿規定

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10285/716

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



聖路加看護学会誌 投稿規定

1. 聖路加看護学会誌は、学会における研究成果発表を目的として、定期的に刊行する。
2. 投稿者は、聖路加看護学会会員とする。
3. 掲載論文の選択は学会誌編集委員会がこれにあたる。ただし、論文の内容によっては、学会誌編集委員会が、専門領域に応じて適当な第三者にその審査を依頼する。
4. 投稿原稿は未発表のものに限る。
5. 学会誌の執筆領域は、看護学およびその関連領域とする。
6. 原稿の種類は以下の5分野とする。
 - a) 総説：ある主題に関連した研究の総括、文献についてまとめたもの。
 - b) 論説：主題にそって行われた実験や調査のオリジナルなデータ、資料に基づき新たな知見、発見が論述されているもの。
 - c) 原著：主題にそって行われた実験や調査のオリジナルなデータ、資料に基づき新たな知見、発見が論述されているもの。
 - d) 報告：ケースレポート、フィールドレポートなど。
 - e) 資料：上記の分類に該当しない重要な記録。
7. 論文の執筆要領は、以下のとおりです。
 - (1) 原稿の書式はA4サイズで1行を全角24字、1ページ40行で13枚以内（図表を含む）とする。
 - (2) 原稿は、プリントアウトしたもので投稿する。
 - (3) 査読が終了した時点で速やかに3.5インチフロッピー・ディスクに著者名と郵送日を記入の上、テキスト形式またはWindows版Word形式で原稿を保存し、プリントアウトしたものと同時に投稿する。フロッピー・ディスクは2枚投稿する。
 - (4) 原稿の執筆要領は以下のとおりとする。
 - ①原稿は横書きとする。
 - ②原稿には表紙をつけ、以下のことを記す。
 - 表題、英文表題、著者名（ローマ字とも）、所属機関名（英文名とも）、図表および写真等の枚数、希望する原稿の種類、別刷必要部数、連絡先住所、電話番号およびFAX番号、e-mailアドレス。
 - ③図表および写真はすべて本文とは別紙とし、本文中に差し入れるべき個所を原稿の欄外に朱書により明瞭に指定する。
 - ④原稿は、できるだけ常用漢字、新仮名遣いで、字句・内容を明確に記すこと。
 - ⑤注は必要最小限にとどめ、文末に一括して記すこと。
 - (5) 文献記載の様式は、以下のとおりとする。
 - ①本文の引用箇所の肩に1)－4)のごとく表し、最後に一括して引用順に掲げる。

②参考文献は、最後一括して著者名のアルファベット順に記載する。

③記載方法は下記のごとくにする。

- 雑誌の場合——著者名、表題名、雑誌名、巻（号）、頁、年次。
- 単行本の場合——著者名（分担執筆者名）、論文名、編集・監修者名、書名（版）、頁、発行所、年次。
- 訳本の場合——著者名、書名、発行所、年次、訳者名：書店、頁、発行所、年次。
なお、年次は発行西暦とする。

(6) 論文には、800字以内の日本語抄録と300語程度の英文抄録を付するものとする。

(7) 抄録には、日本語および英語のキーワードを各3～5語を付するものとする。

(8) 投稿原稿は本文、図、表、写真、抄録なども全て正1部、副2部を提出する。副本は複写でもよい。

8. 著者校正は一回までとする。

校正時の大幅な追加、修正は原則として認めない。

9. 著作権は本学会に帰属する。

10. 投稿原稿は、以下の通り提出すること。

(1) 封筒の表に「聖路加看護学会誌原稿」と記して、下記宛てに書留にて郵送する。

〒104-0044 東京都中央区明石町10-1

聖路加看護大学内 聖路加看護学会誌編集委員会

(2) 原稿：本文、英文要旨、図表は、複写も含めて3部提出。うち、1部のみ記名し、他の2部については、記名、所属などは伏せること。謝辞などの文章で個人が特定される箇所も伏せること。

11. 原稿の受付日は、編集委員が原稿を受け取った日とする。

12. 原稿の提出期限は、編集委員会が定めた日とする。期限を過ぎたものに関しては、一切受理しない。

13. 別刷については、実費にて作成が可能。論文表紙に別刷の部数を記入すること。

代金請求は、後日、振込用紙の郵送で行う。

(附則) この規定の改正は平成13年7月1日から施行する。

(附則) この規定の改正は平成15年7月1日から施行する。